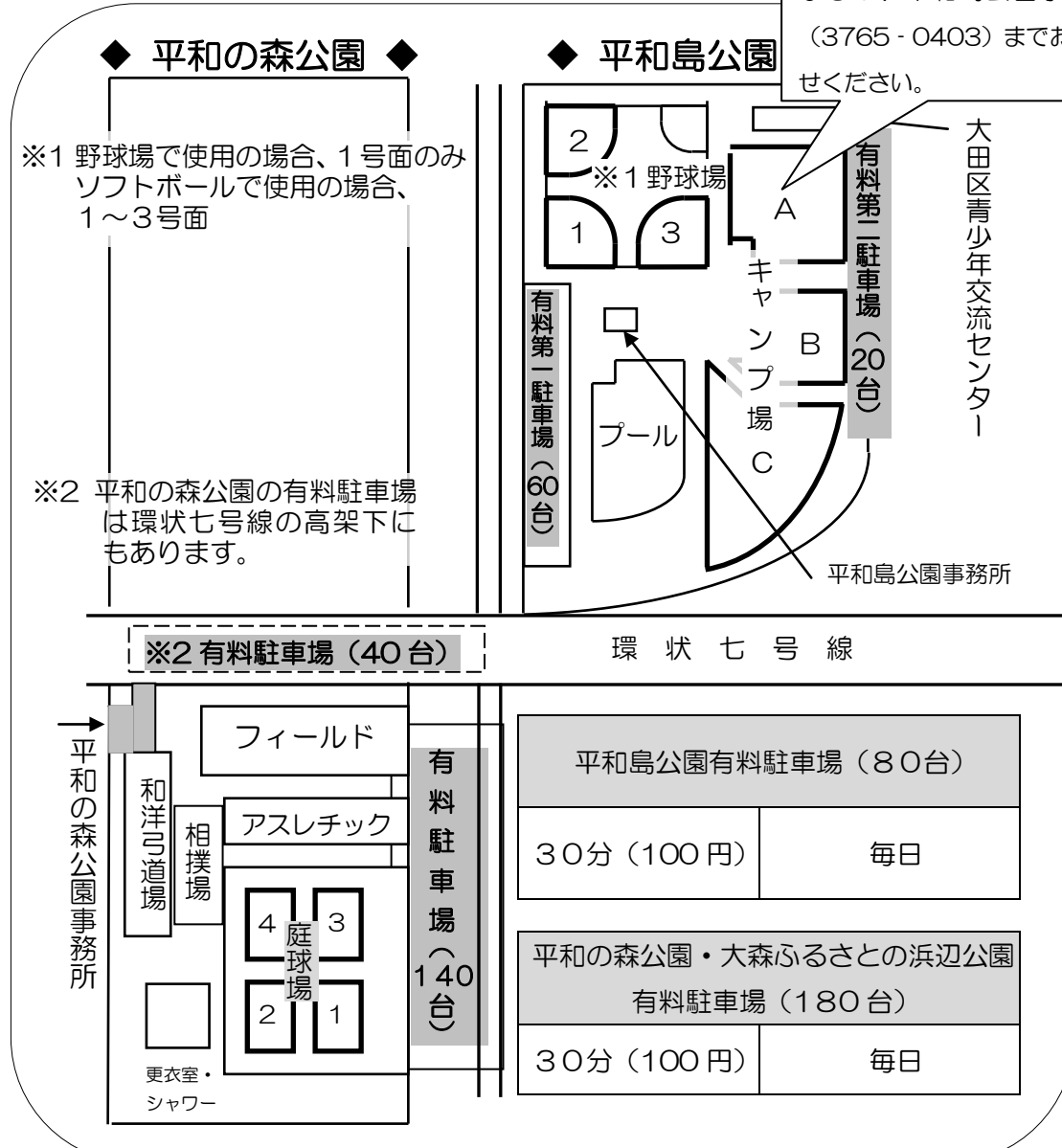


10 公園施設配置図

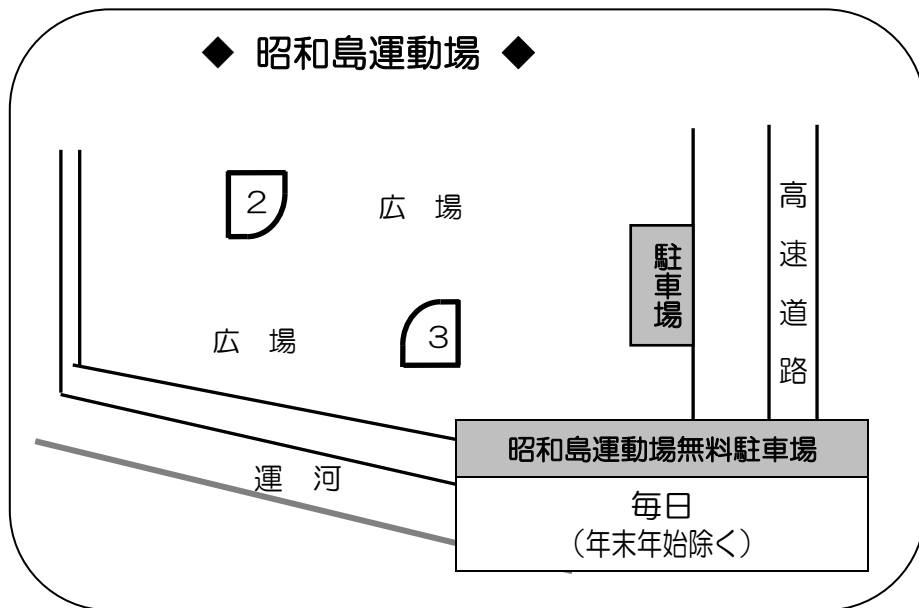
10-1 大田スタジアム・平和島公園・平和の森公園

平和島公園キャンプ場は、A サイト及び B サイトはそれぞれ 5面に、C サイトは8面になりました。詳細は区 HP をご覧になるか、平和島公園事務所 (3765-0403) までお問合せください。

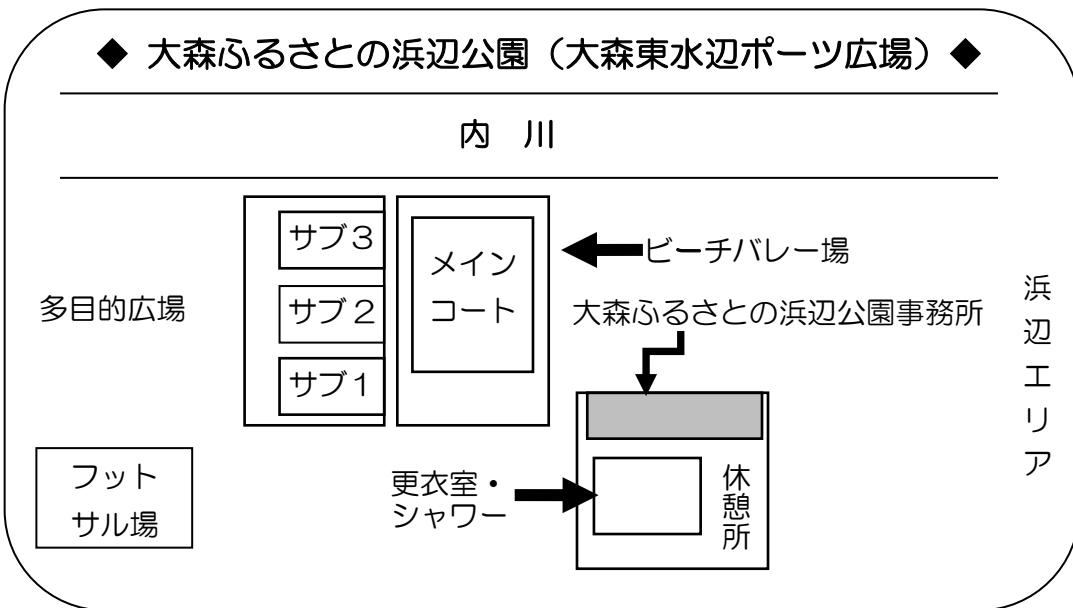


10-2 昭和島運動場・大森ふるさとの浜辺公園・池上梅園・本門寺公園

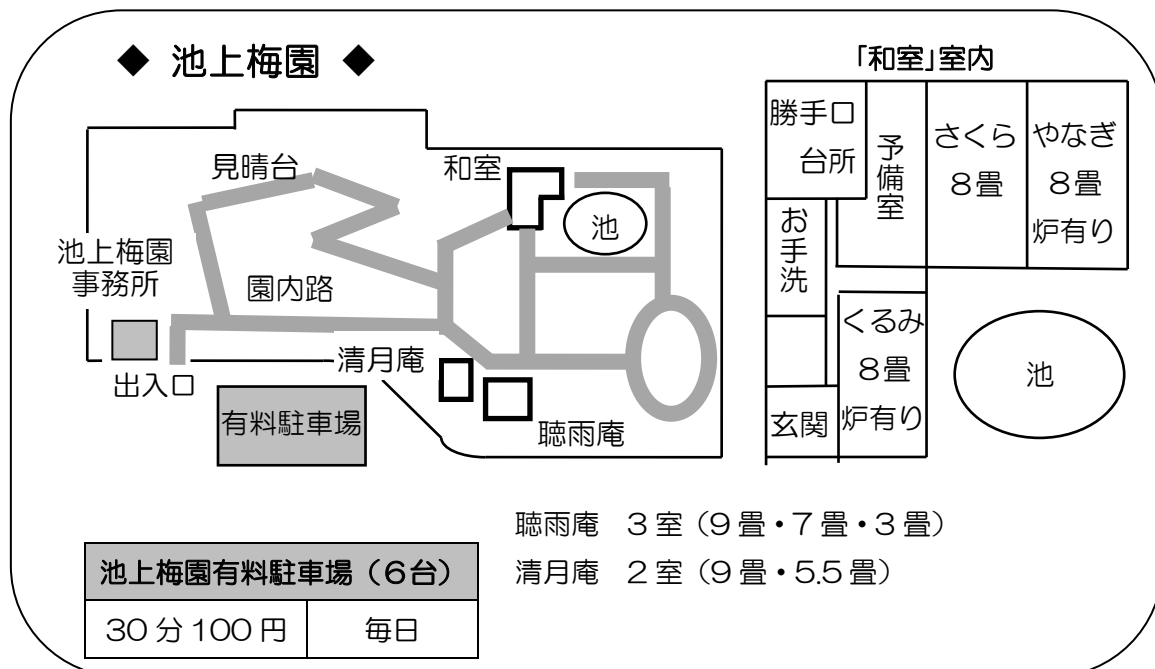
◆ 昭和島運動場 ◆



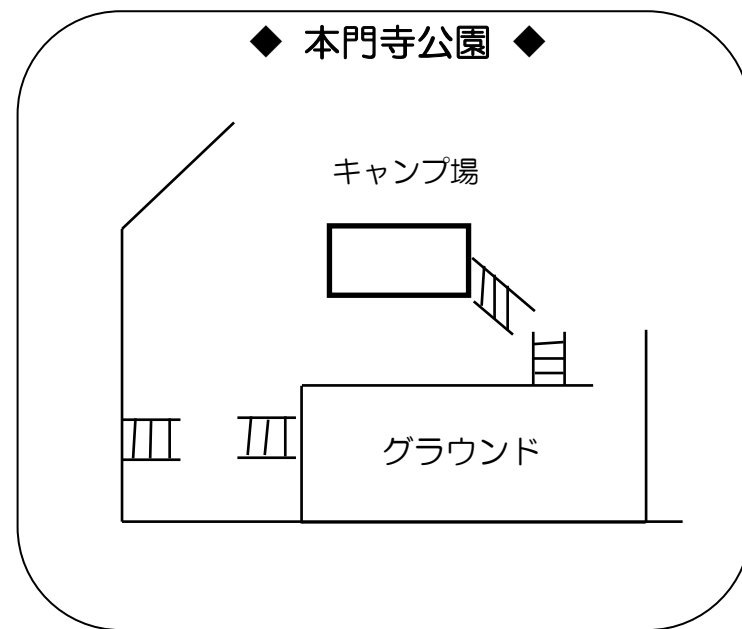
◆ 大森ふるさとの浜辺公園 (大森東水辺スポーツ広場) ◆



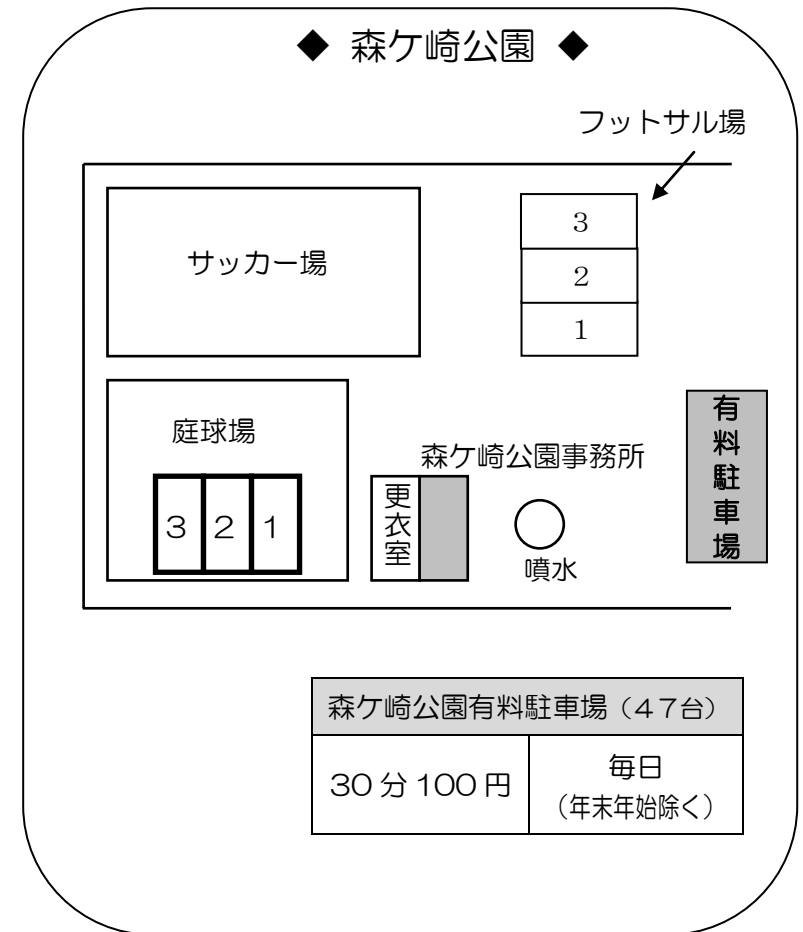
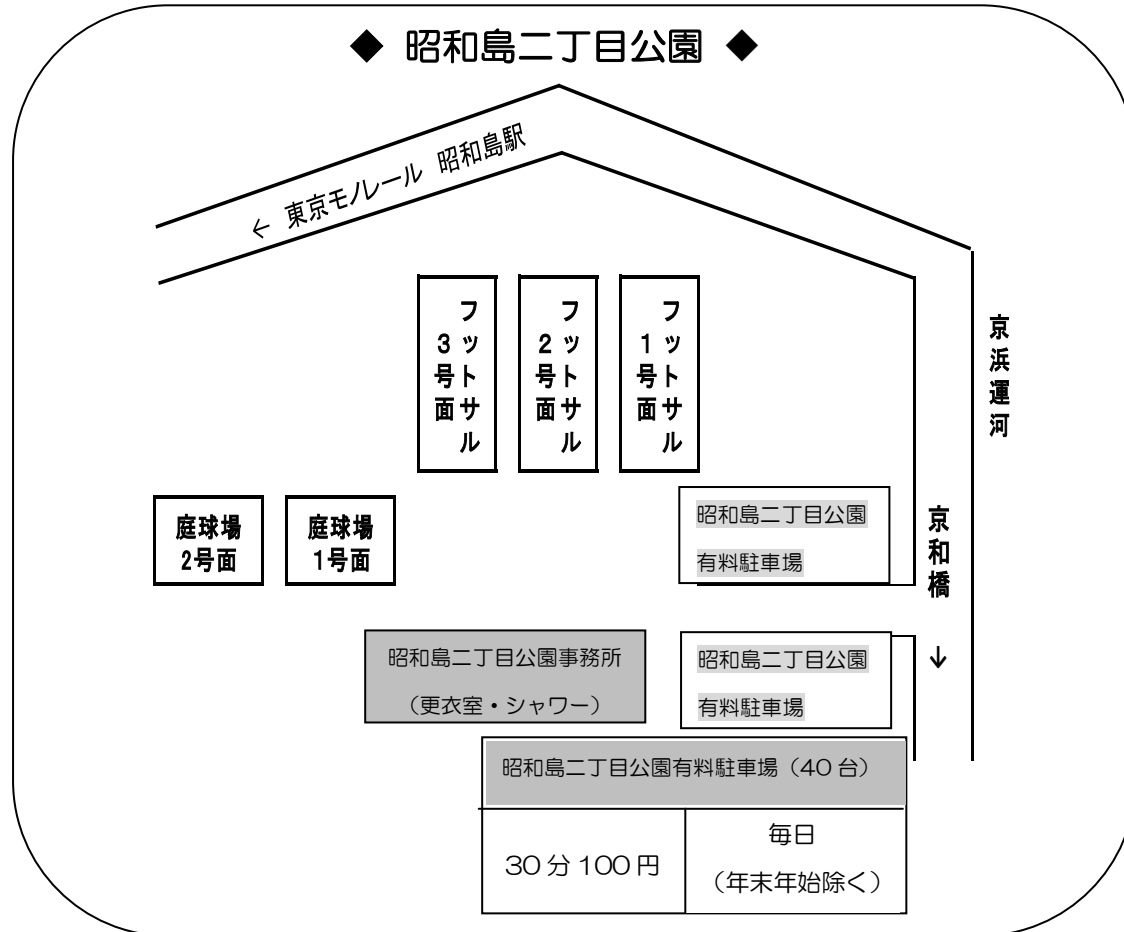
◆ 池上梅園 ◆



◆ 本門寺公園 ◆

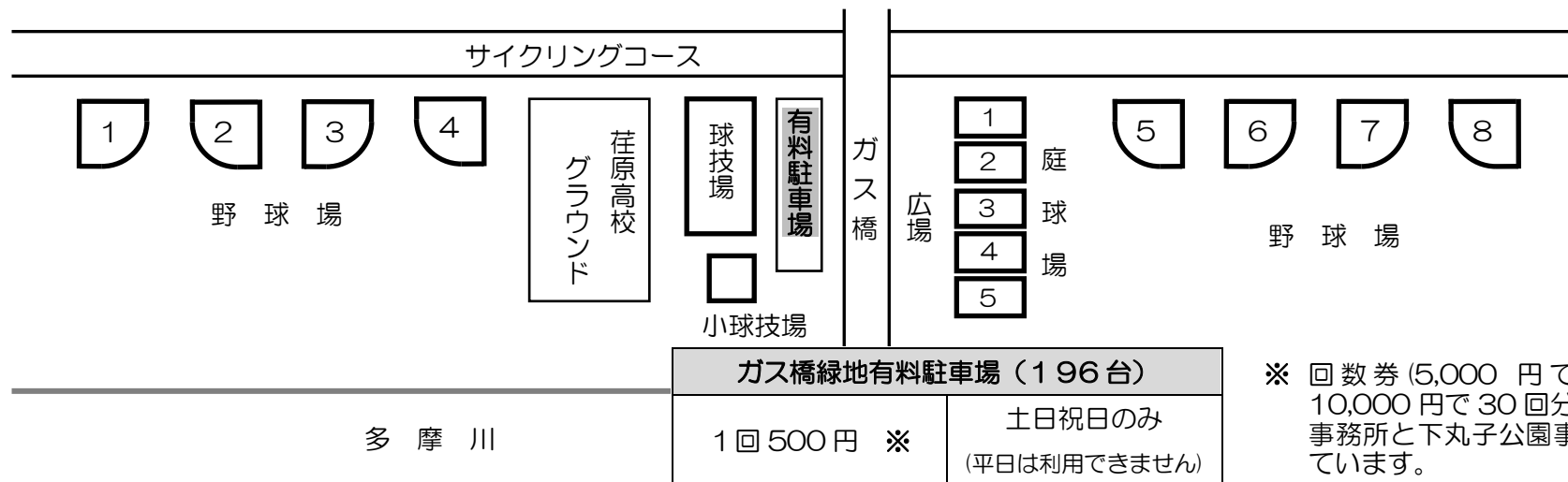


10-3 昭和島二丁目公園・森ヶ崎公園

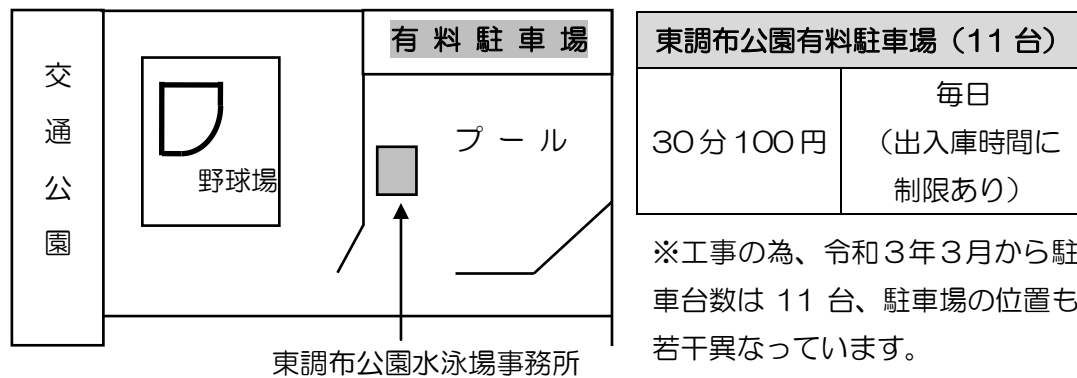


10-4 ガス橋緑地・東調布公園・多摩川田園調布南・鶺鴒の木緑地

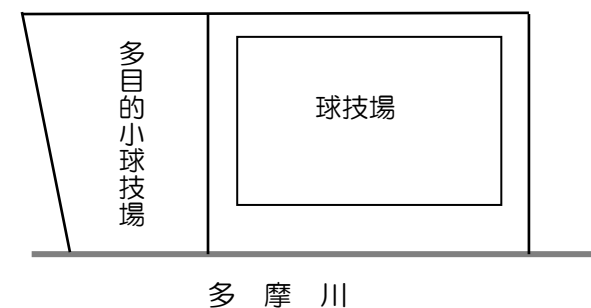
◆ ガス橋緑地 ◆



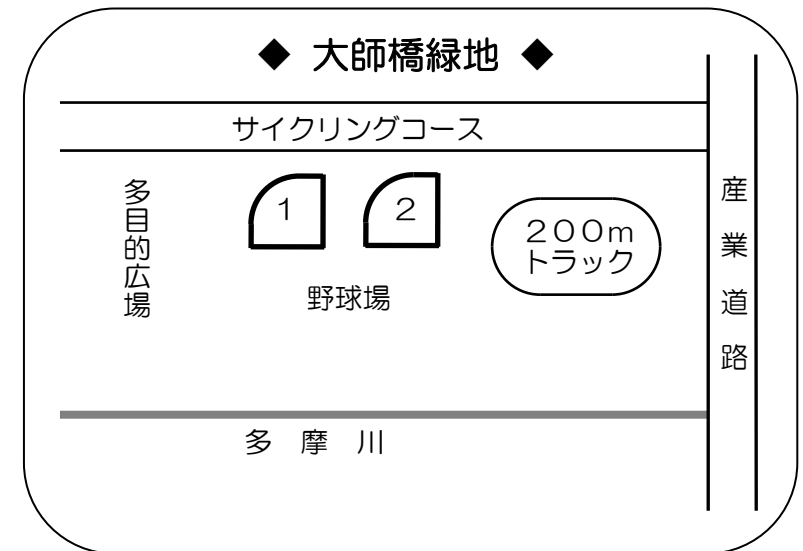
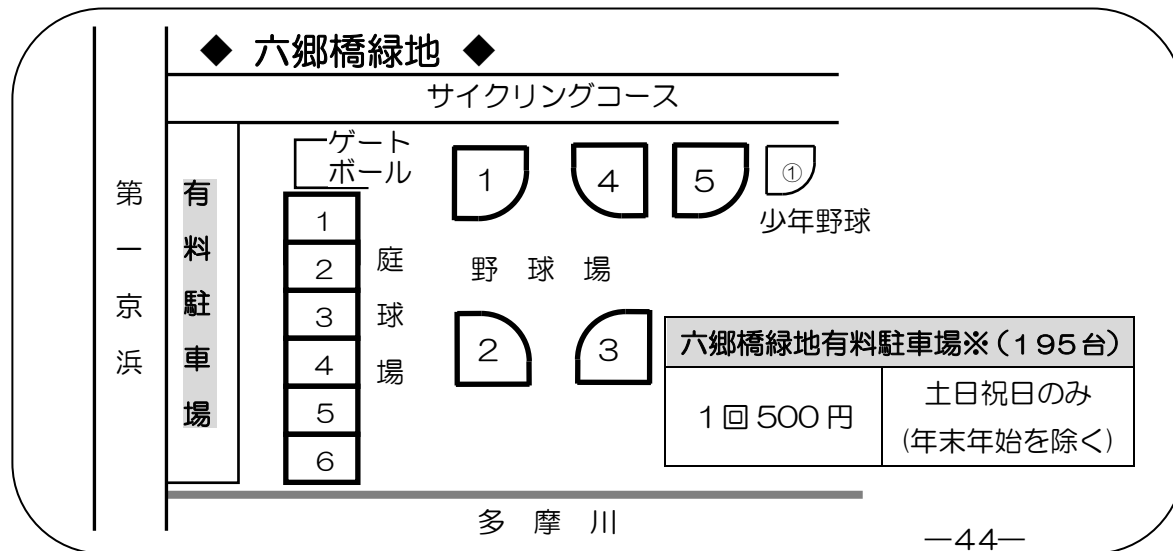
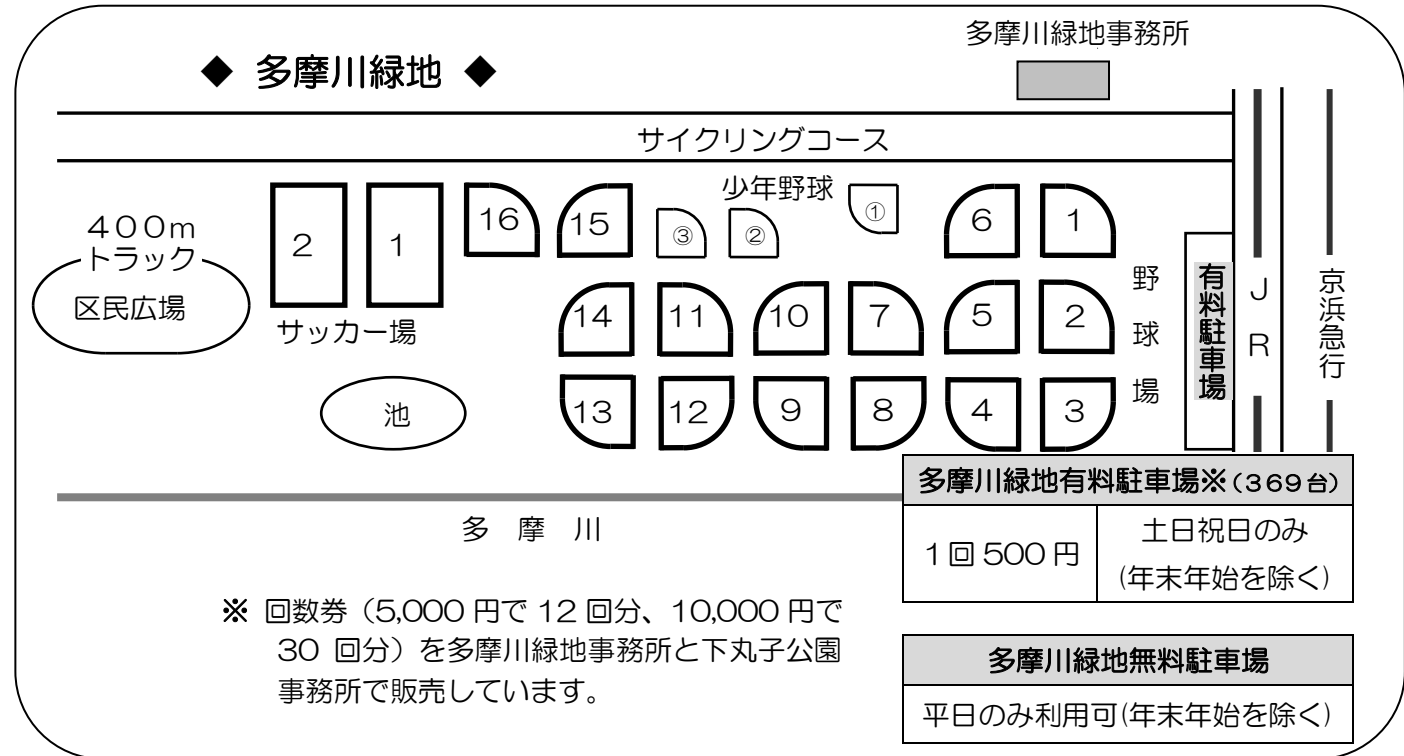
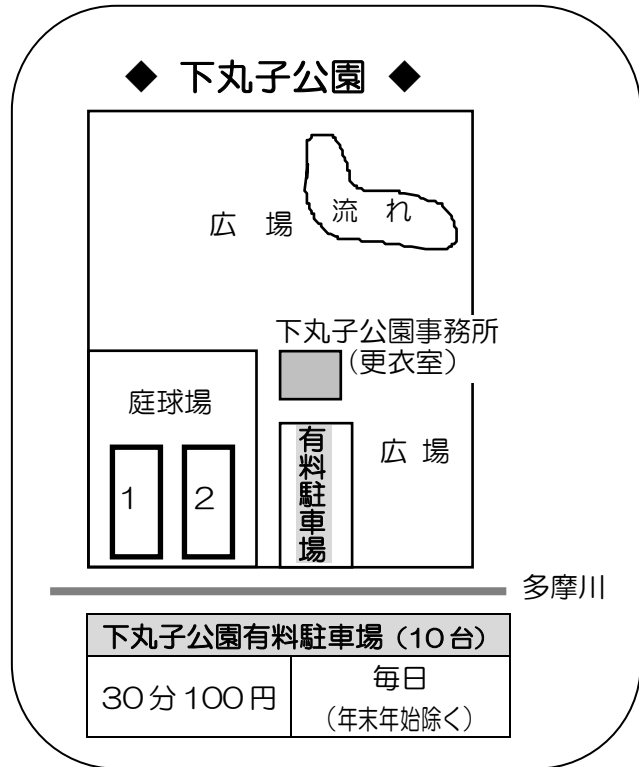
◆ 東調布公園 ◆



◆ 田園調布南・鶺鴒の木緑地 ◆

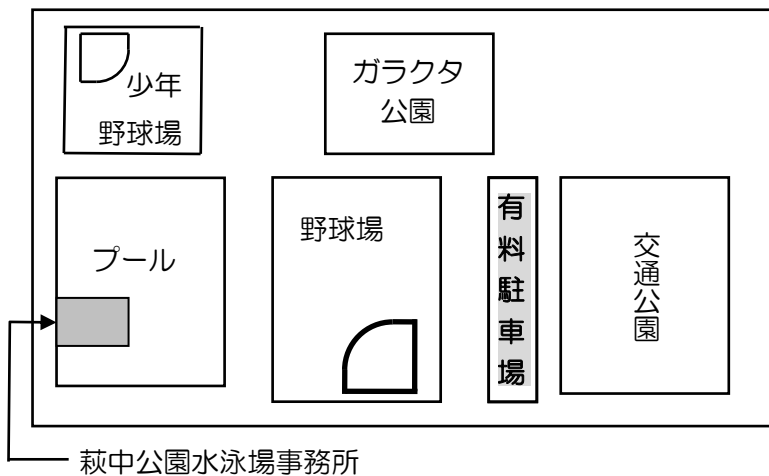


10-5 下丸子公園・多摩川緑地・六郷橋緑地・大師橋緑地



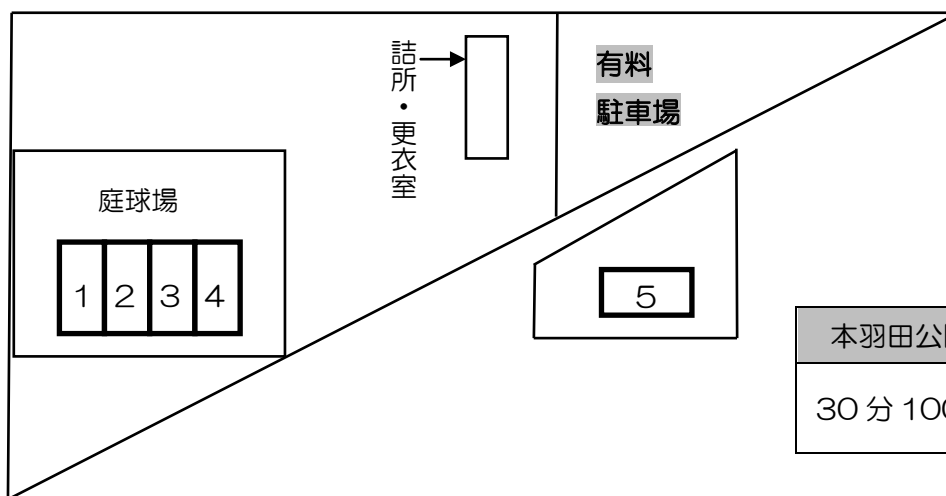
10-6 萩中公園・本羽田公園

◆ 萩中公園 ◆



萩中公園有料駐車場（49台）	
30分 100円	毎日 (年未年始除く)

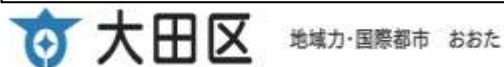
◆ 本羽田公園 ◆



本羽田公園有料駐車場（12台）	
30分 100円	毎日 (年未年始除く)

11 うぐいすネットトップページ画面の表示方法(大田区ホームページから開く場合)

大田区HP <URL <https://www.city.ota.tokyo.jp>>



ことば/Language 音声読み上げ・文字拡大 本文へ

新型コロナウイルス感染症情報

①大田区ホームページトップページ下部の「関連情報」までスクロール

関連情報



Global City Ota 国際都市 おおた



大田区立図書館



②クリック

③うぐいすネット
トップページへ飛びます

うぐいすネットHP
<URL <https://www.yoyaku.city.ota.tokyo.jp>>

☆システムに関するお問合せ先☆
大田区 地域力推進課 区民施設担当
03-5744-1229



12 うぐいすネット Q&A

12-1 利用者登録関係

Q1：利用者登録は、どこでできますか。

A：うぐいすネット受付窓口（区役所1階、集会施設、公園施設）で行っています。お近くの窓口（大森スポーツセンターを除く）にお越しください。

Q2：利用者登録の手続きに必要なものはなんですか。

A：ご本人の住所・氏名・生年月日が確認できるもの（運転免許証・保険証等）、また、大田区に在勤・在学の方は社員証・在勤証明書・学生証など通勤通学先及びその所在地が確認できるものもお持ちください。社会教育関係団体等の場合は、「登録証」等を、その他の減免団体は団体の名称や活動内容がわかる書類を、ご提示ください。

Q3：どうして登録の際に身分証明書の提示が必要なのですか。

A：身分証明書の確認により、その方が区内登録の方か区外登録の方かを確認します。この区分により、施設利用の可否、使用料の確定をします。

Q4：暗証番号を忘れて予約ができません。どうしたらよいでしょうか。

A：登録内容は、個人情報になりますので、電話等ではお伝えできません。お近くのうぐいすネット受付窓口にて、ご本人の身分証明書と利用者登録カードをお持ちください。ご本人確認をした上でお伝えします。

Q5：更新手続きに必要なものはなんですか。

A：利用者登録カードをお持ちいただき、利用者登録時（Q2）と同様の手続きとなります。

Q6：利用者登録カードの有効期限がわかりません。

A：うぐいすネット窓口で確認してください。また、インターネットをご利用の場合、有効期限の3か月前から画面でお知らせします。

12-2 システムの利用方法等

Q1：個人登録で施設を使用した場合に使用承認書と領収書の名前を変更してもらえますか。

A：毎回同じ団体名が必要な場合は、利用者登録をする際にお申し出下さい。一時的に必要な場合は、施設使用申請（支払）時にお申し出下さい。

Q2：暗証番号（パスワード）の変更はできますか。

A：インターネットの「パスワードの変更」からできます。必要に応じて窓口へお越しください。

12-3 抽選申込・抽選方法

Q1：抽選申込は、何コマまでできますか。

A：集会施設は6コマ、公園施設は12コマです。集会施設、公園施設同時に申込むことも可能です。

Q2：抽選方法は、どのようなものですか。

A：抽選は、区内（在住・在勤・在学）優先となります。同じコマに区内登録の方と区外登録の方の申込があった場合は、区内登録の方を優先します。区内登録の方の申込がなかったコマへ申込んだ場合は、区外者でも当選します。

Q3：同じ施設の室場を2つ同時、又は連続して使用したいのですが、どのように抽選の申込をすればよろしいですか。

A：「複数の室場を同時に」、「同じ室場を連続して」使用するといったセット（1件の申込にコマを複数申込む）抽選申込ができます。セット申込は、抽選時に対象の室場全てが空いていない場合、落選となります。バラ（1件の申込みに1コマを申込む）抽選申込と操作が異なります。

Q4：抽選申込の希望順位とは何ですか。

A：抽選申込をしていただく際に、各申込に対し希望順位を設定していただく形になります。（公園施設は1位から12位まで。集会施設は1位から6位まで。）抽選を行う際には、希望順位の高い申込の方が当選しやすくなります。

Q5：月に1コマしか抽選申込を希望しない場合でも順位を設定する必要がありますか。

A：1コマしか申込を希望しない場合には、その申込を第一希望として申込をお願いします。

Q6：「第一希望から第三希望まで同じコマ」など同じコマに複数の申込を行うことはできますか。

A：同じコマに複数の申込を行うことはできません。最も使用したいコマから順に希望順位を設定してください。

Q7：抽選結果の確認はいつまでですか。

A：抽選月の2日から7日まで（1月は4日から7日まで）が抽選結果確認期間になります。インターネットから確認してください。当選確定作業を行わないと自動キャンセルとなりますのでご注意ください。

Q8：抽選結果を教えてください。

A：インターネットからメールアドレスを登録した方には、結果をメールで送信します。メールアドレスを登録されていない方は、うぐいすネットのマイページからご確認ください。抽選結果メールを受信後、当選確定作業は必ず行って下さい。当選確定作業を行わないと自動キャンセルとなりますのでご注意ください。

Q9：なぜ集会施設と公園施設の抽選申込開始日が異なるのですか。

A：抽選は先着ではありませんが、申込開始日にアクセスが集中することを防ぐためです。

12-4 空き室の予約申込と付帯設備・備品の申込

Q1：施設の空き室予約申込期間と、その方法を教えてください。

A：インターネットからは、集会施設は利用月の3か月前の9日から利用日の3日前、公園施設は利用月の1か月前の8日から利用日の2日前まで申込できます。

なお、利用日直前（集会施設は利用日2日前から当日、公園施設は利用日前日から当日）は、集会施設、公園施設とも、各うぐいすネット受付窓口にてお申込ください。

Q2：空室情報はいつまで見られますか。

A：インターネットは、利用日当日まで公開しています。

Q3：付帯設備・備品の申込はどうすればよいですか。

A：空室予約時に、インターネットで申込みことができます。ただし、インターネットで申込を受付けていないものもありますので、ご不明な点は直接利用施設にお問い合わせください。

Q4：なぜ集会施設は利用日3日前までしかインターネットで予約できず、公園施設は2日前までインターネットで予約ができるのか。

A：集会施設は予約後一定期間に料金をお支払いいただかなければ予約が自動で取消されますが、公園施設は料金のお支払は直前に行っていただくため、予約が利用日まで消えることはありません。集会施設、公園施設共に、支払前であればインターネット上からは、利用日3日前まで取消をすることができます。公園施設は、利用日3日前の予約取消期限の翌日（利用日2日前）までインターネットでの予約を可能としたことで、3日前に取消されたコマについても利用者の方にご利用していただきやすくなりました。なお、公園施設を2日前に予約したものを取消する場合には、ペナルティが発生しますのでご注意ください。

Q5：なぜ集会施設と公園施設の空き室の予約開始日が異なるのですか。

A：予約は先着となるため、予約開始日にアクセスが集中することを防ぐためです。

12-5 キャンセル待ち

Q1：キャンセル待ちの対象はどこ施設ですか。

A：うぐいすネットから予約を行うことができる施設が対象となります。

Q2：キャンセル待ちにメールアドレスの登録が必要なのはどうしてですか。

A：キャンセル待ち申込をしているコマの予約が取消された場合に、キャンセル待ち申込者の中から1名に利用の意思確認をするためのメールを自動送信するためです。

Q3：キャンセル待ちをしている人数はインターネットで確認ができますか。

A：キャンセル待ちに申込をしている人数は、インターネットでも公開しておらず、また、窓口にお電話いただいた場合もお答えできません。

Q4：キャンセル待ち申込は、何コマまでできますか。

A：集会施設、公園施設合わせて4コマまで申込ができます。

Q5：キャンセル待ちに申込をしたいができない。どういうことか。

A：キャンセル待ち申込可能期間ではない、キャンセル待ちでなくとも予約ができる状態（先着空き予約）、公園施設の直前キャンセルによりうぐいすネットの利用にペナルティが発生しているかのいずれかが考えられます。

Q6：キャンセル待ち申込をしたコマに空きが発生し、メールを受信したが、期限までに何も操作を行わなかった場合にペナルティ等が発生しますか。

A：ペナルティは発生しませんが、利用しない場合は期限までに辞退処理をお願いします。

Q7：キャンセル待ち申込の取消はできますか。

A：取消可能です。使用する希望が無くなった場合には、取消の操作をお願いします。

Q8：キャンセル待ち申込をするために、メールアドレスの登録を行いたいですが、窓口に行く必要がありますか。

A：うぐいすネット上で、メールアドレスの登録をご自身で行っていただくことが可能です。また、メールアドレスの登録を既に行っている方は、再度登録していただく必要はありません。

Q9：なぜキャンセル待ち申込は利用日4日前までなのか。

A：キャンセル待ちが申込された枠について、他の方の予約が取消された場合、システム上から自動で処理の上、翌日にキャンセル待ちをされている方1名にメールを送信します。メールを受信された方は、意思表示を約2日以内に行っていただく必要があるため、直前までキャンセル待ち申込を可能とした場合、メール受信後の利用の意思表示や支払期限が利用日以降となるような場合が発生するためです。

12-6 使用申請・使用料の支払

Q1：使用申請と使用料の支払方法を教えてください。

A：①当選確定作業後の使用料の支払

*集会施設 ⇒ 抽選日の翌日（2日）から同月15日まで。
各うぐいすネット受付窓口にて、支払可能です。

*公園施設 ⇒ 利用日2日前から当日。
各うぐいすネット受付窓口にて、支払可能です。

②空室予約後の使用料の支払い

*集会施設 ⇒ 予約した日から14日以内。

ただし、施設利用日が、予約日を含む日から17日未満の場合は、利用日の3日前まで、各うぐいすネット受付窓口にて、支払可能です。

*公園施設 ⇒ 利用日を含む3日間。（利用日・前日・前々日。）各うぐいすネット受付窓口にて、支払可能です。

12-7 使用施設の変更・取消

Q1：利用する集会施設を変更する場合は、どうしたらいいのですか。

A：①使用料をお支払前の場合は、インターネットから取消し、再度、空き施設の予約を行ってください。

②使用料をお支払後の場合は、施設利用開始時間まで変更手続きができます。
（※一部、利用日の一週間前までの室場有。区民プラザ・アプリコ・大田文化の森のホール・展示室等及び文化センター全室場。）

*ご利用になる施設で変更手続きをしてください。

Q2：利用を取消（キャンセル）する場合は、どうしたらいいのですか。

A：①使用料をお支払前の場合は、インターネットから取消ができます。ただし、公園施設は利用日の3日前まで取消可能です。

②使用料をお支払後の場合は、インターネットから取消できません。早めに利用施設の受付窓口にご連絡のうえ、お手続きください。既に納めた使用料は、利用者の都合による取消の場合、還付は致しませんので、ご注意ください。申請日や取消理由により、使用料を返還する場合があります。使用料の返還割合等は、施設によって異なりますので、あらかじめ利用施設にお問い合わせください。

Q3：公園施設を利用日2日前に予約したが、キャンセルしたい。予約はインターネット上でできたが、取消は行うことができないのか。

A：公園施設は、利用日2日前まで予約はインターネットでできますが、取消をする場合は、利用されるうぐいすネット窓口で行う必要があり、ペナルティが発生します。

12-8 ペナルティ

Q1：ペナルティとはどんなものですか。

A：公園施設において、使用料未納で直前の予約キャンセル、無断不使用の場合（自動キャンセル含む）、抽選申込・空き施設の予約申込ができなくなります。ペナルティ期間は、下記のとおりです。

①利用日の2日前および前日にキャンセルの場合

⇒ うぐいすネット（抽選・空き施設予約）1か月の利用停止

②利用日当日キャンセルおよび無断キャンセルの場合

⇒ うぐいすネット（抽選・空き施設予約）3か月の利用停止となります。

Q2：後日、使用料をさかのぼって支払えばよいでしょうか。

A：利用日以降は、支払はできません。

Q3：ペナルティ1か月と3か月の基準日はいつからですか。

A：取消日から起算します。

Q4：なぜペナルティが必要なのですか。

A：公園施設の使用申請・使用料の支払は利用日当日まで可能です。（利用日2日前から当日まで）それに伴い、使用料未納で施設を使用するような状態を防ぐためにペナルティを導入いたしました。

13 「大田区公共施設利用システムに関する要綱」から抜粋

第1章 総則

(趣 旨)

第1条 この要綱は、大田区公共施設の利用者の利便性を図るために設置した大田区公共施設利用システム（以下「うぐいすネット」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

2 この大田区公共施設利用システムは、電子計算組織を使用して行うものとする。

第2章 利用者登録

(利用者登録の申請)

第5条 うぐいすネットを利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ該当各号に定める申請書を区長に提出しなければならない。ただし、自ら申請書を提出できないときは、委任者の本人確認書類（運転免許証等）の原本またはコピーと委任の旨を証する書面を添えて、代理人により申請することができる。利用者登録申請を行える者は、満16歳以上のものとする。

2 申請者は、前項の規定により申請書を提出するときは、数字6桁から12桁の暗証番号を区長に届け出るものとする。

3 区長は、第1項の規定による申請をするときには、個人登録においては申請書中の記載事項を証明するものを団体登録においては、社会教育関係団体であるときは社会教育関係団体届出済証を、公益団体であるときは、公益団体であることを証明するものの提示を求めることができる。

4 第1項第2号に規定する団体登録において、団体の名称は20文字までとする。

(重複登録の禁止)

第6条 利用者登録は、個人登録については1人につき1登録、団体登録については1団体につき1登録とする。

(登録の種類)

第7条 利用者登録の種類は次の各号のとおりとする。 区内個人登録、区外個人登録、区内行政等登録、区外行政等登録、区内障害者団体登録、区内青少年対策事業委託団体登録、区内少年育成団体登録、区内社会教育団体Ⅰ登録、区内社会教育団体Ⅱ登録、区内公益団体Ⅰ登録、区内公益団体Ⅱ登録、区外公益団体登録、区内社会福祉事業団体登録、区内スポーツ少年団体登録、区外スポーツ少年団体登録

2 個人登録において、区内とするのは、その構成員の半数以上が大田区に在住し、在勤し、又は在学するものをいい、区外とするのは区内とする以外のものをいう。

3 団体登録において、区内とするのは、その構成員の半数以上が大田区に在住し、在勤し、又は在学するものをいい、区外とするのは区内とする以外のものをいう。

4 団体登録において、用語の意義は次の各号のとおりとする。

(1) 行政等 区、都、国及び第3条各号に規定する条例で使用料を徴収しないとされる、施設を管理する団体をいう。

(2) 障害者団体 平成10年保福管発第314号保健福祉部長決定の基準により、障害福祉課長が認めた団体をいう。

(3) 社会教育団体Ⅰ 社会教育関係団体取扱要綱（昭和62年教社管発第456号教育長決定）に規定する社会教育関係団体のうち少年団体をいう。

(4) 社会教育団体Ⅱ 社会教育関係団体のうち前項以外のものをいう。

(5) 公益団体Ⅰ 施設利用関係における使用料減免の取扱いについて（昭和35年総発第602号助役依命通達）に規定による公益団体のうち、大田区シニアクラブ運営要綱（平成26年福高発第11580号）に規定するシニアクラブ以外のものをいう。

(6) 公益団体Ⅱ シニアクラブをいう。

(利用者登録の期間)

第10条 利用者登録の期間は、利用者登録をした日又は更新をした日（期間満了の前に更新した場合は期間満了日）から起算して個人登録は3年、団体登録は2年とする。

(転貸禁止等)

第11条 登録者は、他人に利用者登録カードを譲渡し、又は貸与してはならない。

2 登録カードに署名された登録者以外の者は、登録カードを使用してはならない。

(登録事項の変更)

第14条 登録者は、第5条第1項に基づく利用者登録の内容に変更が生じた場合は、第5条各号に規定する申請書に変更のあった事項を記載し、遅滞なく区長に届出なければならない。

2 前項の届出には、変更事項を証明するものを提示しなければならない。

(利用者登録の廃止)

第15条 登録者は、登録を廃止しようとするときは、第5条各号に規定する申請書により区長に届出なければならない。

2 前項の届出には、利用者登録カードを添付しなければならない。ただし、利用者登録カードを紛失した場合はこの限りでない。

(利用者登録の取消)

第16条 区長は、登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録者の利用者登録を取消することができるものとする。この場合において登録者は区長に登録カードを直ちに返還するものとする。

(1) 利用者登録の内容に偽りがあった場合

(2) 使用料の支払いを怠った場合

(3) 登録者の所在が不明となった場合

(4) 第3条に規定する室場を、同一室場、同一時間で空き施設の予約申込み、同取消しを、繰り返し行い、他の登録者の空き施設の予約申込み等に支障をきたしている場合

(5) 前4号に掲げるもののほか、区長が登録者として不適格と認めた場合

2 区長は前項に規定する利用者登録の取消しをしたときは、登録者にその旨を通知するものとする。ただし、前項第3号に該当する場合は、この限りでない。

(登録の字体)

第17条 区長は、第5条各号に規定する申請書（第15条による場合を含む。）にうぐいすネットで登録することができない字体がある場合には、類似する字体で登録するものとする。

第3章 うぐいすネットの利用

(利用方法)

第19条 登録者は、前条に規定する事項をインターネットにより利用することができる。

2 登録者は、前項に定める方法でうぐいすネットを利用するときは、登録番号及び暗証番号を入力しなければならない。

3 登録者は、利用申込みにあたって利用目的コード(別表第1)により、コードを入力しなければならない。

(利用制限)

第20条 区長は、登録者が使用料の支払が無く施設使用予定日の2日前又は前日に予約を取消した場合は取消し日を起算して1か月間、使用料の支払が無く施設使用予定日当日に予約を取り消した場合又は無断で施設を使用をしなかった場合は使用予定日を起算して3か月間、うぐいすネットの利用を中止することとする。ただし、区長が特別の理由があると認めるときはこの限りでない。

(システムの利用時間)

第21条 うぐいすネットの利用時間は、午前5時から翌午前1時59分までとする。ただし、区長は事情によりこれを変更することができる。

(休止日)

第22条 うぐいすネットの休止日は、1月1日から同月3日まで、12月29日から同月31日までとする。ただし、区長は事情によりこれを変更することができる。

(利用者登録カードの提示)

第26条 登録者は、使用申請・使用料の支払等の手続及び施設使用の際は窓口において、利用者登録カードを提示しなければならない。

第4章 室場の使用

(室場等の使用方法)

第27条 登録者は、第3条に規定する室場を使用しようとするときは、次の各号に定める手続きを当該各号に定める順番で行わなければならない。

(1) 抽せんを経る場合

抽せんの申込み、当せん確認、使用申請及び使用料の支払

(2) 抽せんを経ずキャンセル待ちを経た場合

キャンセル待ちの申込み、キャンセル待ち当せん確認、使用申請及び使用料の支払

(3) 抽せん及びキャンセル待ちを経ない場合

空き施設の予約申込み、使用申請及び使用料の支払

2 登録者は、第4条各号に規定する施設を使用しようとするときは、前項第2号に定める手続きを当該各号に定める順番で行わなければならない。

3 登録者は、使用申請した施設を使用する場合には、当該施設について定められた条例を遵守し、定められた目的以外に使用してはならない。

(抽せんの申込み)

第28条 前条第1号に規定する抽せん申込み(取消しを含む。次項において同じ。)は、インターネット及び第23条第1項に規定する窓口において行う。

2 抽せん申込みを行うことができる期間は、別表第4のとおりとする。

3 抽せん申込みを行うことのできる件数は、1登録者につき、別表第5のとおりとする。

(抽せん方法)

第29条 区長は、前条第2項に規定する期間における抽せん申込が同一室場の同一時間帯に複数あった場合、抽せんを行うものとする。

2 区長は、抽せんの対象が第7条で規定する登録の種類が区内とするものと区外とするものが両方存在する場合、区内とするものを優先して抽せんすることとする。

(当せん確認)

第30条 第27条第1項第1号に規定する当せん確認は、インターネットで、第28条第1項に規定する抽せん申込みを行う月の翌月の2日(1月の場合は4日)から7日までに行わなければならない。

2 前項の当せん確認を行った者は、各施設条例施行規則の定めるところにより、当該室場の当該時間帯の使用申請を行うことができる。

3 第1項の当せん確認を第1項に規定する期日までに行わない者は、当せんを取り消すものとする。

(空き施設の予約申込み)

第31条 第30条第1項に規定する当せん確認を行う期間が経過した後、第27条第1項第2号に規定するキャンセル待ちの申込みがされておらず、当該室場の当該時間帯に使用申請を行うことができる者がいない場合、登録者は先着順で空き施設の予約申込みをすることができる。

2 前項の予約申込みを行った者は、各施設条例施行規則の定めるところにより、当該室場の当該時間帯の使用申請を行うことができる。

3 第28条第1項の規定は、前項の空き施設の予約申込みについて準用する。ただし、空き施設の予約申込みを行う日が当該室場を使用しようとする日の2日前から使用日当日は別表第2に定める窓口で行うことができる。

(使用申請の制限)

第32条 登録者は、同一の時間に複数の施設の使用申請をすることはできない。ただし施設使用の状況が、同一時間に複数の施設を使用することが必要と認められる場合はこの限りでない。

(不測時の対応)

第33条 区長は、うぐいすネットに障害等不測の事態が生じたときは、適時応急的に対応することとする。この場合においては、うぐいすネットを中止することができる。

別表第2(第23条・第31条) うぐいすネットの窓口

うぐいすネットの窓口
区役所本庁舎うぐいす窓口、平和の森公園事務所、昭和島二丁目公園事務所、池上梅園事務所、東調布公園水泳場事務所、多摩川緑地事務所、下丸子公園事務所、萩中公園水泳場事務所、森ヶ崎公園事務所、大森ふるさとの浜辺公園事務所、平和島公園事務所、大田スタジアム、入新井集会室、新井宿会館、嶺町集会室、六郷集会室、洗足区民センター、馬込区民センター、萩中集会所、大森西区民センター、矢口区民センター、大森東地域センター、田園調布せせらぎ館、山王会館、消費者生活センター、エセナおおた、ライフコミュニティ西馬込、大田文化の森、大田区民プラザ、大田区民ホール・アプリコ、池上会館、美原文化センター、馬込文化センター、南馬込文化センター、池上文化センター、嶺町文化センター、雪谷文化センター、石川町文化センター、糀谷文化センター、羽田文化センター、萩中文化センター、六郷文化センター、新蒲田区民活動施設

別表第4(第28条関係) 抽せん申込み及びその取り消しを行うことができる期間

抽せん単位	施設名及び室場名		
使用日の属する月の2か月前の15日から月末(12月は28日まで)	公園施設(1ヶ月室場)	大森地域	昭和島運動場野球場、昭和島二丁目公園フットサル場、昭和島二丁目公園庭球場、平和島公園キャンプ場、平和島公園野球場、平和島公園ソフトボール場、平和の森公園庭球場、本門寺公園キャンプ場、大森東水辺スポーツ広場ビーチバレー場、大森ふるさとの浜辺公園フットサル場
		調布地域	東調布公園野球場
		糀谷・羽田地域	萩中公園野球場、本羽田公園庭球場、森ヶ崎公園庭球場、森ヶ崎公園フットサル場、森ヶ崎公園サッカー場
		蒲田地域	多摩川緑地野球場、多摩川緑地サッカー場
			多摩川六郷橋緑地野球場、多摩川六郷橋緑地庭球場
			多摩川大師橋緑地野球場、下丸子公園庭球場
			多摩川ガス橋緑地野球場、多摩川ガス橋緑地庭球場
			多摩川ガス橋緑地球技場、多摩川ガス橋緑地小球技場
		多摩川田園調布南・鶉の木緑地球技場	
		多摩川田園調布南・鶉の木緑地多目的小球技場	
大田スタジアム	大田スタジアム公認野球場		
使用日の属する月の4か月前の16日から月末(12月は28日まで)	集会施設(3ヶ月室場)	入新井集会室	大集会室、小集会室
		新井宿会館	集会室、和室、
		嶺町集会室	大集会室、小集会室
		六郷集会室	第一集会室、第二集会室
		洗足区民センター	第1集会室、第2集会室、広間(夜間)、静養室(夜間) 第一和室(夜間)、第二和室(夜間)、第三和室(夜間) 第四和室(夜間)、体育室
		馬込区民センター	第1集会室、第2集会室、広間(夜間) 静養室(夜間)、体育室
		萩中集会所	第1集会室、第2集会室、第3集会室、キッズルーム(夜間)、体育室、小体育室、シルバールーム(夜間)
		大森西区民センター	第2集会室、第3集会室、和室、レクリエーションホール 広間(夜間)、静養室(夜間)、体育室

使用日の属する月の4か月前の16日から月末(12月は28日まで)	集会施設(3ヶ月室場)	矢口区民センター	第1集会室、第2集会室、広間(夜間)、第1静養室(夜間)、第2静養室(夜間)、体育室、スポーツスタジオ、レクリエーションルーム、多目的室
		大森東地域センター	第1集会室、第2集会室、広間(夜間)、静養室(夜間)
		田園調布せせらぎ館	第一多目的室A、第一多目的室B、第二多目的室、第一集会室、第二集会室、第三集会室、第四集会室、和室
		山王会館	集会室
		消費者生活センター	第1集会室、第2集会室、第3集会室、第4集会室 第5集会室、第6集会室、大集会室
		男女平等推進センター「エセナおおた」	第1学習室、第2学習室、第3学習室、第1和室 第2和室、調理室、工房、音楽室、多目的ホール
		ライフコミュニティ西馬込	会議室、調理室、第1和室、第2和室、特別研修室、健康室 音楽スタジオ
		大田文化の森	第一集会室、第二集会室、第三集会室、第四集会室 第一創作工房、第二創作工房、和室、第一スポーツスタジオ 第一音楽スタジオ、第二音楽スタジオ、第三音楽スタジオ
		大田区民プラザ	リハーサル室、第1会議室、第2会議室、第3会議室 第4会議室、美術室、第1和室、第2和室、茶室、体育室 第1音楽スタジオ、第2音楽スタジオ
		大田区民ホール・アプリコ	Aスタジオ、Bスタジオ
3ヶ月室場	公園施設	池上会館	松の間、竹の間、紅梅の間、白梅の間、第一会議室、第二会議室、第三会議室、集会室、視聴覚室、中研修室、小研修室、調理室、和室、多目的ホール、展示ホール(集会使用)
		新蒲田区民活動施設	多目的室(大)、多目的室(小)、第一集会室、第二集会室、第三集会室、第四集会室、美術室、調理講習室
		多摩川緑地事務所	集会室
		池上梅園事務所	池上梅園和室、池上梅園茶室

別表第5(第28条関係) 抽せん申込みを行うことができる件数

自動抽せんの単位	1月前自動抽せん対象室場	3月前自動抽せん対象室場	
分類	公園施設	集会施設	公園施設
申込コマ数	12コマ	6コマ	12コマ

備考(1) 1コマとは、第3条各号に掲げる条例が規定する室場の使用料の最小単位をいう。

(2) 申込コマ数は各分類を合算することができることとする。